

## 告示第17号

### 村道の占用制限について

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項第3号の規程に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第3項の規定により下記のとおり告示する。

令和7年3月25日

湯川村長 佐野盛至

### 記

#### 1 道路の種類、路線名及び占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
村道	勝常王領線	県道浜崎高野会津若松線～村道長瀬南線
	長瀬南線	村道勝常王領線～湯川村役場
	道の駅線	国道49号～道の駅あいづ湯川・会津坂下

#### 2 制限を対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

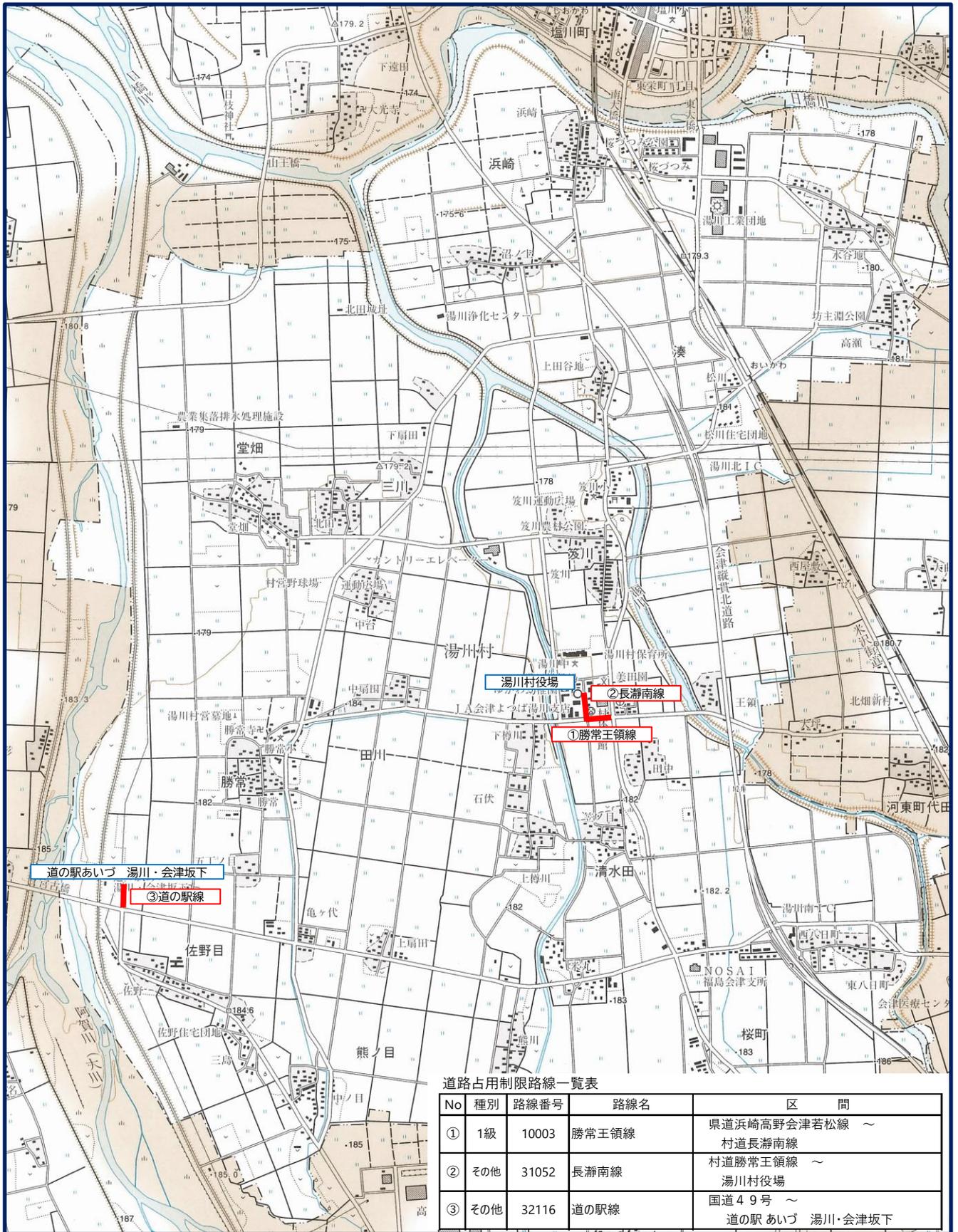
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

#### 3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

#### 4 占用の制限の開始の期日

令和7年4月1日



道路占用制限路線一覧表

No	種別	路線番号	路線名	区 間
①	1級	10003	勝常王領線	県道浜崎高野会津若松線 ~ 村道長瀬南線
②	その他	31052	長瀬南線	村道勝常王領線 ~ 湯川村役場
③	その他	32116	道の駅線	国道49号 ~ 道の駅あいつ 湯川・会津坂下

# 路線図

凡 例	
	占用制限路線

